

鎌倉市告示第 73 号

令和 8 年度国民健康保険料督促状（別表 1）を令和 8 年（2026 年）5 月 20 日
付けで送付しましたが、住所・居所が不明のため、送達できませんでした。

このため、国民健康保険法第 78 条に基づき準用する地方税法第 20 条の 2 の
規定により、送達に代えて告示します。

これらの国民健康保険料督促状は健康福祉部保険年金課で保管していますの
で、その送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

なお、この告示の日から起算して 7 日を経過したときは、これらの国民健康保
険料督促状は送達されたものとみなされます。

令和 8 年（2026 年）6 月 16 日

鎌倉市長 松尾 崇



国民健康保険料 督促状返戻分（別表1）

令和8年（2026年）5月20日発送分

No.	世帯主氏名	返戻日
1	LUONG THI ANH	5月29日
2	田畑 陽雲	6月8日
3	NGUYEN TAN VINH	6月8日